

松阪市テイクアウト支援商品券取扱要項

松阪市

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令に伴い、不要不急の外出を控えて協力いただいている市民の皆さまのため、また、影響を受けている市内の飲食店を支援することを目的とする。

2. 商品券の概要

- ・名称 松阪市「テイクアウト支援」商品券
- ・発行者 松阪市
- ・発行内容 1世帯当たり 商品券1,000円分(500円券×2枚) 約75,000枚
- ・使用方法 取扱店でテイクアウト商品を購入する際に、
 - (1) 1,000円以上の購入で500円券1枚使用可能
 - (2) 2,000円以上の購入で500円券2枚使用可能

3. 商品券の使用可能期間

令和2年5月18日(月)～令和2年8月31日(月)までとする。

4. 商品券の制限事項

- (1) 商品券は持ち帰り、テイクアウト商品の販売の取引において使用可能とする。
- (2) テイクアウト商品については、別表に示す事業所(飲食店)において提供されるものとする。
ただし、示された事業所のうちフランチャイズ本部が市外にある店舗は対象外とする。
- (3) 商品券の現金化は行わない。
- (4) 商品券額面に利用が満たない場合でもつり銭は支払わない。
- (5) 有効期間を過ぎた商品券は使用できない。
- (6) 商品券が破損した場合、残りの券面が3分の2未満の場合は交換できない。
- (7) 商品券の盗難、紛失等に対しては、発行者はその責任を負わない。

5. 取扱店の参加資格及び登録等について

(1) 参加資格

松阪市内に本社・本店を有する本要項別表に示す事業所(飲食店)で、持ち帰り、テイクアウト商品などを販売するもの。ただし、以下に該当する事業者を除く。

- ・「風俗営業等の規則及び業務の適正化などに関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業にかかる事業所。
- ・役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

(2) 登録方法

① 本事業に賛同し取扱店として登録を希望する事業者は、松阪商工会議所ホームページにある登録フォームに入力又は別紙「取扱事業所登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入の上、松阪商工会議所・松阪北部商工会・松阪香肌商工会まで持参にて申込むこととする。

② 募集締切りは令和2年7月31日(金)まで。

※お申込み頂いた事業所は、松阪商工会議所ホームページ上に掲載します。

- ③松阪商工会議所は、申込があった事業所が登録資格を有することを確認の上、当該事業所に対し、取扱店を証明する掲示物を提供する。

6. 商品券の換金手続きについて

(1)換金の流れ

- ①取扱店の事業者は、各月末で集計して翌月の指定期間までに関係書類に必要事項を記入の上、商工政策課に換金申請をする。(郵送不可)
- ②商工政策課は、審査の上、20日を目途に指定口座に振り込む。

(2)換金請求期間

| 使用分 | 換金請求期間 |
|--------|------------------|
| 5月、6月分 | 7月1日(水)～7月7日(火) |
| 7月分 | 8月3日(月)～8月11日(火) |
| 8月分 | 9月1日(火)～9月7日(月) |

7. 責務

取扱店は次の事項を遵守しなければならない。

- (1)取扱店であることが消費者にわかるよう見やすい場所に「取扱店証」を掲示する。
- (2)期間途中で取扱店を脱退しないこと。使用期限(令和2年8月31日)まで継続すること。
- (3)通常の注意をもってすれば偽造されたとわかる券、不正に使用されていることが明らかな券の受け取りを拒否すること。なお、その際、その事実を市に報告すること。
- (4)商品券を自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと。
- (5)商品券使用の制限事項以外の取引において、商品券の受取を拒まないこと。
- (6)使用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とすること。

8. 登録の取り消し

取扱店が本要項に違反する行為を行った場合、事務局は当該取扱店の登録を取り消すことができるものとし、悪質な場合は当該取扱店に対し損害賠償請求ができるものとする。

別表（対象店舗）

| 中分類 | 小分類 | 業種業態 | 条件 |
|-----|------------|---|--|
| 飲食店 | 食堂・レストラン | 食堂、レストラン（専門料理店を除く）、大衆食堂、お好み食堂、定食屋、めし屋、ファミリレストラン（各種の料理を提供するもの。）など | このうち、フ ランチャイズ 本部が市外に ある店舗は対 象外 |
| | 日本料理店 | うなぎ料理店、鳥料理店、とんかつ料理店、かに料理店、すき焼き店、懐石料理店、割烹料理店など | |
| | 中華料理店 | 北京料理店、台湾料理店、ぎょうざ店、ラーメン店、中華そば店など | |
| | 焼肉店 | | |
| | その他の専門料理店 | 西洋料理店、フランス料理店、イタリア料理店、スペイン料理店、メキシコ料理店、韓国料理店、印度料理店、カレー料理店、タイ料理店、ステーキハウス、スパゲティ店、ピザ専門店、エスニック料理店、無国籍料理店など | |
| | そば・うどん店 | そば屋、うどん屋、きしめん屋など | |
| | すし店 | すし屋、回転すし屋など | |
| | 酒場、ビヤホール | 大衆酒場、焼鳥屋、居酒屋、小料理屋、ダイニングバー、おでん屋など | |
| | バー、スナック | | |
| | 喫茶店 | カフェ、珈琲店など | |
| | ハンバーガー店 | | |
| | お好み焼き、焼きそば | お好み焼き店、焼きそば店、もんじゃ焼き店など | |
| | その他飲食店 | アイスクリーム店（飲食スペースのあるものに限る）、ドーナツ店（飲食スペースのあるものに限る）、フライドチキン店（飲食スペースのあるものに限る）、サンドイッチ専門店（飲食スペースのあるものに限る）など | |
| | 持ち帰り飲食店 | 持ち帰り弁当屋など | |
| | 宅配飲食店 | 仕出し料理屋、仕出し弁当屋など | |